

# 郡山市分別収集計画

～ 容器包装廃棄物の減量を目指して ～

(第10期)

令和4年6月

郡山市環境部 3R推進課

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	7

# 郡山市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会を形成していく必要がある。

また、2015年9月、国際連合が開催した「国連持続可能な開発サミット」において、採択された2030年度までの国際目標SDGs（持続可能な開発）「17の目標（ゴール）と169のターゲット」のひとつである「12.つくる責任つかう責任」の達成に向け、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことにより、持続可能な生産消費形態を確保することが重要である。

現在、唯一の最終処分場である河内埋立処分場については、第3期埋立地が2023年度に埋立完了が見込まれており、第4期埋立地の拡張工事を進めているところだが、最終処分場の延命化は必要不可欠な状況であることから、2022年3月策定の「郡山市第四次環境基本計画」において、「資源が循環する持続可能なまちづくり」を5本の柱の1つとし、ごみの減量とともに循環型社会の構築を重要施策と位置付けたところである。

このような状況のなか本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rはもとより、現在世界的にも問題となっている廃プラスチックや食品ロスの削減を推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 収集、運搬及び選別処理等に関する経済的かつ効率的な処理体制の確立

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他のガラス容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位：トン)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	14,419	14,401	14,421	14,441	14,499

(品目別内訳)

(単位：トン)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	539.75	539.06	539.84	540.56	542.75
アルミ製容器	925.28	924.19	925.44	926.67	930.42
無色ガラス容器	848.17	847.09	848.32	849.44	852.89
茶色ガラス容器	848.17	847.09	848.32	849.44	852.89
その他のガラス容器	77.11	77.01	77.12	77.22	77.54
飲料用紙製容器	308.03	308.03	308.48	308.89	310.14
段ボール	2,775.83	2,772.30	2,776.31	2,780.00	2,791.27
その他の紙製容器包装	1,619.24	1,617.18	1,619.52	1,621.67	1,628.24
ペットボトル	1,233.70	1,232.13	1,233.92	1,235.56	1,240.56
プラスチック製容器包装	5,243.24	5,236.57	5,244.14	5,251.11	5,272.39

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

施 策	具体的実施方法
広報誌による啓発活動	本市のごみ処理の現状や、ごみ減量とリサイクルの状況を市の広報誌やウェブサイト、SNSに情報を積極的に掲載し、ごみの分別の仕方について市民周知を図る。

出前講座等による普及啓発活動	町内会や学校などの団体に対してごみ減量やリサイクルの普及啓発、さらには分別収集に対する理解を図るため、出前講座等を実施しているが、対象者に事業者を含めるなどして講座の充実を図る。
教育啓発活動	児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理状況についての理解を図るため、小学4年生を対象に、社会科授業の学習資料として、ごみ減量とリサイクルに関する冊子を作成し配布する。
マイバッグ・マイボトル持参運動の推進	レジ袋の削減、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参やペットボトル削減のため水筒の携帯（マイボトル）やペットボトルの再利用等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店における容器包装の使用の合理化を行う。
資源回収推進報奨金交付制度	市が推進する資源物の回収に協力した団体に対して 1kg について 5 円を報奨金として交付し、集団資源回収の積極的な取組みを促進することにより、資源の有効活用及びごみ減量化を図る。
ごみ分別アプリの配信	スマートフォンによる「郡山市LINE公式アカウント」（ごみ検索アプリ）を導入することにより、ごみの分別方法や収集日等がいつでも簡単に確認できる専用アプリケーションを配信することで、市民の利便性の向上やさらなる適正分別とごみの減量化を図る。
リサイクル展示室（富久山クリーンセンターリサイクルプラザ内）の設置	リサイクル品の展示のほか、展示パネルによるリサイクルの流れなど、ごみ減量とリサイクルに関する情報を提供する。
3Rフェスティバルの実施	ごみ減量とリサイクルに対する市民の意識高揚を図るため、ポイ捨て等防止啓発キャンペーン、ごみ処理施設見学会、作文・ポスター・標語コンクール等を実施する。
事業者に対するごみ減量とリサイクルの推進	事業系ごみの減量とリサイクルを推進するため、事業系ごみ減量啓発用パンフレットを作成する。
市役所庁等の紙ごみ、使用済み飲料容器等の減量の推進	ごみ減量化の姿勢を自ら示す意味で、まずは市役所庁舎、センター庁舎から出る古紙を主に、ペットボトルなどの使用済み飲料容器等を含めた廃棄物の削減を推進していく。
食品ロス削減の推進	家庭から排出されるごみの展開検査等を実施し排出物の実態把握に努めるとともにその中でも、食品廃棄物の内容に関し、詳しく調査し、施策を展開する。 市民から、食材をなるべく使い切り、食品ロスをあまり出さないための調理法「生ごみ減量！減るしいレシピ」を募集

	<p>し、クックパッドでの随時更新や、ホームページなどで紹介していく。</p> <p>また、事業者等と協力体制を構築しながら、共催・後援による啓発イベントを実施していくことにより食品ロスの削減を図る。</p>
--	--

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する選別施設を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器	缶
アルミ製容器	
無色ガラス容器	びん
茶色ガラス容器	
その他のガラス容器	
飲料用紙製容器	紙
段ボール	
その他の紙製容器包装	
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）**

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	416		415		414		413		411	
主としてアルミ製の容器	521		520		518		517		515	
無色のガラス製容器	532		531		529		527		526	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	532	0	531	0	529	0	527	0	526	0
茶色のガラス製容器	548		546		544		543		541	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	548	0	546	0	544	0	543	0	541	0
その他の色のガラス製容器	298		298		297		296		295	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	298	0	298	0	297	0	296	0	295	0
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	23		23		23		23		23	
主として段ボール製の容器	2,206		2,200		2,193		2,187		2,180	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	199		199		198		198		197	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	199		199		198		198		197
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	647		645		643		641		639	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	647	0	645	0	643	0	641	0	639	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,205		1,201		1,198		1,194		1,191	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	1,205	0	1,201	0	1,198	0	1,194	0	1,191	0

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率については、郡山市人口ビジョン（2020年～2040年）の将来人口推計値を基に算定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
323,645人 (対前年比) 99.71%	322,706人 (対前年比) 99.71%	321,770人 (対前年比) 99.71%	320,805人 (対前年比) 99.70%	319,843人 (対前年比) 99.70%

### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、分別収集する容器包装廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の主体、選別・保管等の主体は以下に示すとおり。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	缶	○委託業者による 行政回収 ○地域住民による 集団資源回収	委託業者
アルミ製容器			
無色ガラス容器	びん	○委託業者による 行政回収 ○地域住民による 集団資源回収	委託業者
茶色ガラス容器			
その他のガラス容器			
飲料用紙製容器	紙	○委託業者による 行政回収 ○地域住民による 集団資源回収	委託業者
段ボール			
その他の紙製容器包装	紙	○委託業者による 行政回収	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	○委託業者による 行政回収	委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	○委託業者による 行政回収	委託業者

### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施するに当たっての分別収集対象品目ごとの収集、運搬、処理方法については以下に示すとおり。

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	透明又は半透明 の袋	平ボディ車 (※2トン車)	粗大ごみ処理施設 (選別・圧縮 ・保管)
アルミ製容器				
無色ガラス容器	びん			リサイクルプラザ (選別・保管)
茶色ガラス容器				
その他の ガラス容器				

飲料用紙製 容器	紙	ひもで束ねる		ストックヤード 屋内 (保管)
段ボール				
その他の 紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル	透明又は半透明 の袋		リサイクルプラザ (選別・圧縮 ・保管)
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項）

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、各地区保健委員会の環境浄化推進員と連携を図り、ごみ集積所におけるごみの分別排出の指導等により、分別収集の普及促進を図る。
- (2) 町内会等の市民団体が行っている集団資源回収をより一層強力に促進し、ごみに対する市民意識の高揚と資源の有効活用を図る。